

# 第1章

---

## 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進行や地域での関わりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

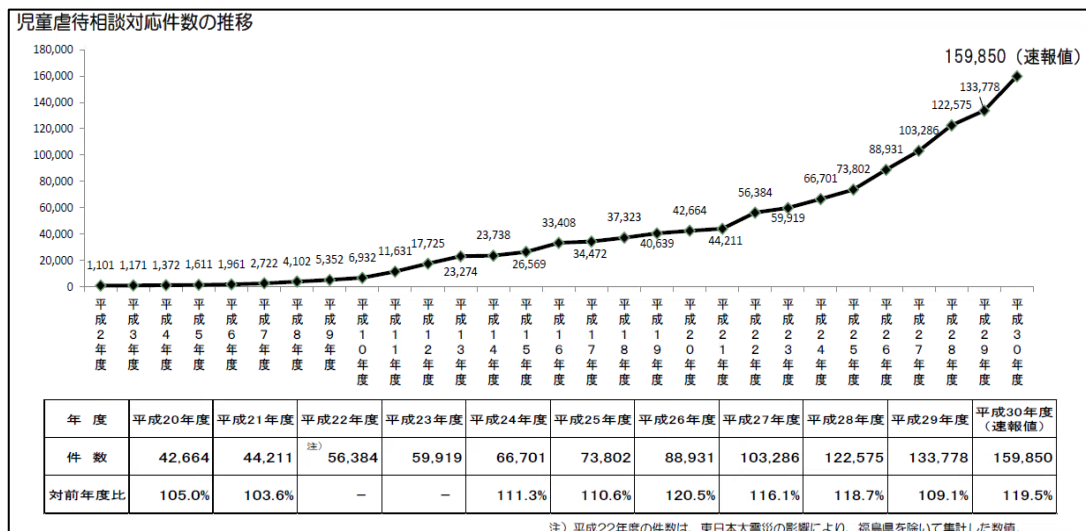
また、全国的にも児童虐待の相談通告件数は増加傾向にあり、子どもが虐待によって死亡する事案も発生しています。

虐待は、子どもの心に大きく深い傷を残し、健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり、自分もまた虐待を繰り返すという、いわゆる「虐待の連鎖」を引き起こす可能性があります。

児童虐待防止対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点をおいて、子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、子どもの成長段階に応じてその意見が尊重され、かつその最善の利益が優先して考慮された上で、すべての子どもに対して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しなければなりません。

また、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、支援を必要とする子どもやその家庭の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、児童虐待防止対策を総合的に進める必要があります。

本計画では、児童福祉法及び児童虐待防止法、令和元年度中に国が策定する児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、本町の児童虐待防止対策の体制強化を図るとともに、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、教育と福祉等の「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」の3つの「つなぎ」を実現するために、地域の実情にあった体制整備を段階的に進めていくため策定するものです。



※厚生労働省

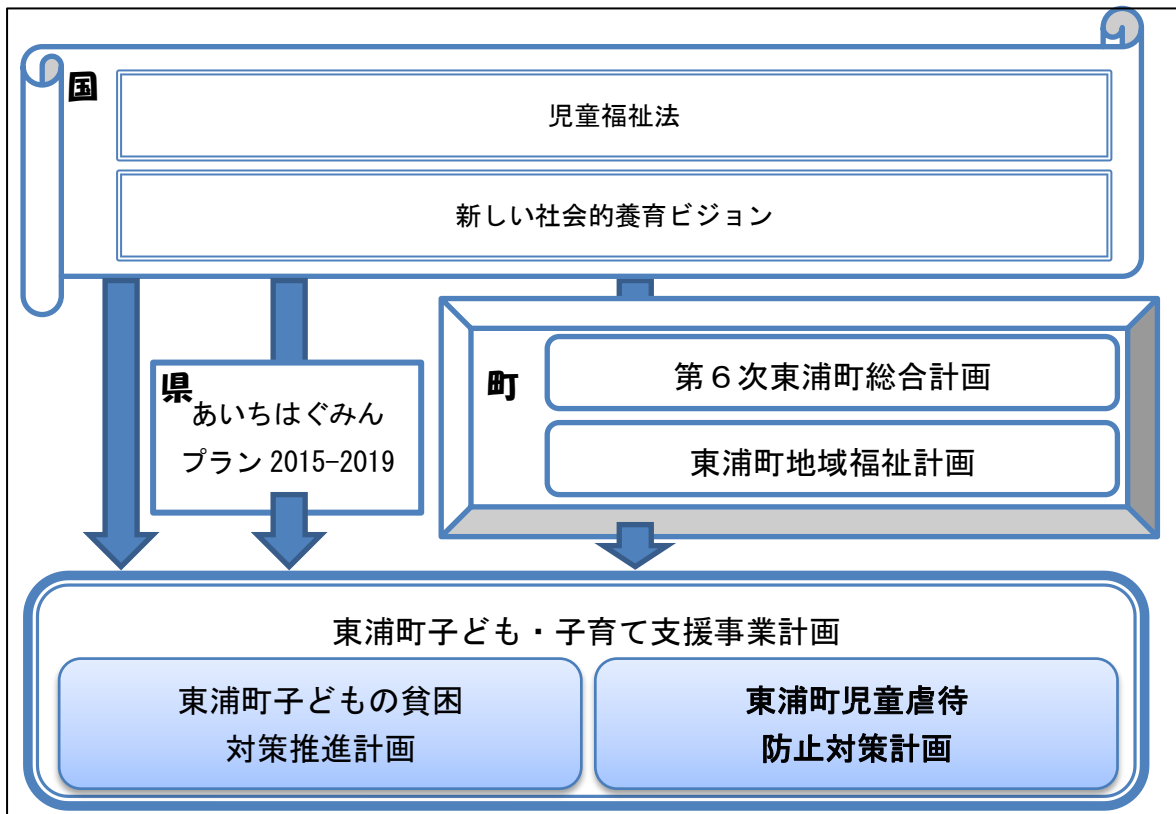
## 2 計画の位置づけ

本計画は、総合的な子ども・子育て支援の一環として、切れ目ない支援ができる体制整備及び地域の実情を踏まえた児童虐待の予防及び早期発見のための支援など関連する施策と一体となった総合的な対策を推進するための体制づくりを行うため、基本目標や基本施策について示していくものです。

そのため、本町のまちづくりの方向性を示す第6次東浦町総合計画、地域福祉の推進を目的として策定される東浦町地域福祉計画を本計画の上位計画と位置づけ、本町の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示す東浦町子ども・子育て支援事業計画と本計画及び東浦町子どもの貧困対策推進計画を一体的に策定することによって、本町の子ども・子育てに関する総合的な計画と位置づけます。



### ○計画の位置づけのイメージ



### 3 計画の基本理念

児童虐待防止対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子ども・子育て支援事業計画の基本理念と同一とし、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進します。

<基本理念>

『のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち』

### 4 計画の期間及び見直し時期

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、随時、計画の変更を行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども・子育て支援事業計画	計画年度： 平成27年度 ～令和元年度						
子どもの貧困対策推進計画							
児童虐待防止対策計画							

## 5 計画の基本的な視点

---

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を実現するために4つの基本的な視点を設定しています。

児童虐待防止対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、本計画においても同一の基本的な視点とします。

### <基本的な視点>

『子育て』『地域全体での子育て支援』

『親育ち』『仕事と生活の調和実現』

## 6 基本目標

---

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、4つの基本的な目標を設定し、子育て支援施策を推進しています。このうち、児童虐待防止対策についても、4つの基本目標に含まれているため、本計画においても同一の基本目標とします。

### <基本目標>

『地域における子育て家庭への支援』

『子どもにとって良質な教育・保育の提供』

『子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備』

『仕事と子育ての両立の推進』

## 7 計画の体系

